

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策

平成 23 年 10 月 18 日

消費者委員会

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学会の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。	厚生労働省	継続的に実施します。
40	一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進についてフォローアップを行います。 既に制度が運用されているエステティック業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などとともに検討します。	経済産業省	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
4	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成 23 年度中に結論を得ます。
13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	体制整備について、平成 23 年度中に必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。

	制を整備します。		
13-2 -2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	速やかに検討を行い、施策番号13-2の体制の整備に反映します。
54	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を再改訂し、「賃貸住宅標準契約書」については見直し検討後、改訂を行います。	国土交通省	いずれも、平成23年度内の公表を目指します。
149	住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能についての確に情報提供を行えるよう、住宅が省エネルギー基準に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図ります。	国土交通省	継続的に実施します。
59	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに、宣伝や契約とそぐわない宿泊施設、ダブルブッキング、業者倒産による予納金のこげつき等の消費者被害を未然に防止するため、事業者への指導や啓発パンフレットの作成等による消費者への情報提供の充実等を図ります。	国土交通省 (観光庁)	継続的に実施します。